

お客様各位

生命保険商品のご提案にあたって

株式会社ピースワン

1. 弊社の取扱保険会社

弊社は、充実した商品ラインアップでお客様のご意向に沿った生命保険商品をご提案するために、複数の生命保険会社と代理店委託契約を締結しております。

- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・アメリカンファミリー生命保険会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

2. 募集人の権限と個人情報の利用目的

- (1) 弊社の生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うもので、契約締結の代理権はございません。保険会社が申込を承諾したときに、保険契約は有効に成立します。また、告知受領権は保険会社および保険会社が指定した医師が有しており、弊社の生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことになりませんのでご注意ください。
- (2) 弊社は、お客様の個人情報について、お客様に同意をいただいた上で、生命保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはございません。
- 詳しくは、弊社ホームページの「プライバシーポリシー」をご参照ください。

3. 弊社の推奨販売の方法（推奨商品の選定理由）

- (1) 弊社は、以下の①または②の観点を経営的に勘案して、取扱保険会社の中から予め選定した1社の商品をお客様に推奨させていただいております。
- ①お客様の支持・人気度（直近の販売実績）
毎年3月末に、弊社にてご契約いただいた生命保険商品（主契約・全種目）の既往1カ年の新規契約件数で算出しております。
- ②お客様の利便性向上（生損保トータルのサービスご提供）
グループ会社に損害保険会社を有する生命保険会社
- (2) 推奨保険会社は、上記(1)の毎年3月31日現在の情報をもとに見直しいたします。
(上記(1) ①に変動があった場合は、臨時に見直すことがございます)

4. 推奨保険会社

現時点（有効期間内）の推奨保険会社は以下の1社となっております。

- ①東京海上日動あんしん生命保険株式会社

5. 上記以外の生命保険商品による提案をご希望される場合

- (1) 前述3. 及び4. に基づき弊社が推奨する保険商品以外の商品提案をご希望の場合には、弊社担当者にその旨をお申し付けください。
- (2) 弊社が取扱可能な商品の概要をお客様にご覧いただき、お客様が希望される商品をご説明させていただいた上で、お客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。

以上

比較・推奨販売ならびに意向把握に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、生命保険商品の募集に際して、法令等に沿って、「意向把握」及び「比較・推奨販売」を適切に行うための「推奨商品の選定要領」「お客様への説明要領」「記録・保管要領」等について定め、当社の役職員が保険契約者等の保護に十分留意した適切な募集活動を実現することを目的とします。

第2章 比較・推奨販売の方法

第2条（基本方針）

当社は、第3条に定める当社独自基準に従って推奨保険会社を選定し、当該保険会社の商品を推奨することを基本方針とします。

第3条（推奨保険会社の選定）

当社は、取扱保険会社の中から以下の①または②の観点を経営的に勘案して選定した保険会社1社を推奨保険会社とします。

①直近の販売実績

毎年3月末日時点において、当社にてご契約いただいた生命保険商品（主契約・全種目）の既往1カ年の新規契約件数が上位の保険会社（1社）

②損害保険会社をグループに有する生命保険会社（1社）

当社は今後、損害保険販売に更に注力する方針であり、お客様に親和性がある損害保険会社のグループ会社の生命保険商品を推奨する観点、保険金・給付金の請求時のお客様サービス向上が期待できる観点から、上記を選定基準とし、具体的には東京海上日動あんしん生命保険株式会社を推奨することとします。

第4条（お客様への推奨保険会社・推奨理由の説明）

お客様に推奨保険会社・推奨理由を説明する際は、当社が定める「生命保険商品のご提案にあたって」をお客様に手交して説明することとします。

なお、お客様から詳細な推奨理由の説明を求められた場合には、第3条に記載する理由を口頭にて説明することとします。

第5条（例外的対応）

以下の場合に限り、第2条～第4条に定める方法によらず例外的対応を行うこととします。

(1) お客様が推奨保険会社以外の商品の提案を希望する場合

お客様が推奨保険会社以外の商品による提案を希望される場合には、推奨保険会社以外の保険会社の商品の中から、お客様の意向に合致するすべての商品の概要を説明し、提案プランを作成する商品をお客様に選定いただく（比較説明を行う）こととします。

商品概要の説明においては、お客様が商品を選択するための情報提供を行うことは可能ですが、当社から特定の商品を推奨しないこととします。（更なる推奨販売の禁止）

(2) お客様が特定の保険会社・商品（一時払や外貨建の要件を含む）を指名して提案を希望する場合

お客様の意向を最優先して、当該保険会社・商品の商品概要を説明することとします。

(3) 他代理店との共同募集の場合

当社推奨保険会社が共同募集契約を締結する他代理店の委託生命保険会社でない場合は、当該推奨保険会社を除外して推奨することとします。

また、当社推奨保険会社以外の商品提案をお客様が希望する場合は、共同募集先代理店と締結する契約の内容に従って対応することとします。

第3章 意向把握の方法

第6条（意向把握に用いる帳票）

お客様のご意向は、必ず当社が利用する所定のシステム「TNEXT」の意向把握フォルダーに記入（入力）することとします。

第7条（意向把握シートを作成する場合）

お客様に「個別プランの提案を受ける意思」があることを確認した段階で、意向把握に必要なヒアリングを行い、個別プランを提案する前に意向把握をシステム「TNEXT」のフォルダーに入力することとします。

なお、お客様に商品に関する情報提供を行った結果、お客様が関心を示さなかった場合には、把握すべき意向がなかったものとして扱い「意向把握」のフォルダー作成は不要とします。

第8条（意向把握シートのお客様への提示・手交）

意向把握フォルダーは、特段のご希望がない限り、お客様への提示・手交は不要とします。

ただし、有効な証跡として記録・保管するために、当初意向・意向の変化（プランの修正）・最終意向について漏れなく正確に記入（入力）することとします。

第9条（記録・保管する書類）

適切な「意向把握」「比較・推奨販売」を実施したことの証跡として、以下の記録をフォルダーにて保管することとします。

- (1) 申込手続きを行う契約を記録・保管の対象とします。(不成立となった場合を含む)
- (2) 募集人は、申込書類(データ)一式とあわせて以下のフォルダーを拠点長と共有します。
 - ① TNEXT 意向把握フォルダー
 - ② 当初意向に基づく提案プラン・最終提案プラン(申込契約)の内容
「意向把握フォルダーの提案プラン記入欄」の記入 または「設計書」の添付
- (3) 記録・保管する書類にお客様のセンシティブ情報を記入(入力)することは不可とします。
- (4) 拠点長は、提出書類により「意向把握」「推奨販売」が適切に行われていることを確認し、意向把握シートの確認を実施します。
- (5) 拠点長は記入(入力)に不備や不足があれば募集人に伝え、募集人は適切な内容に記入(入力)の訂正を実施します。

第4章 遵守義務

第10条(遵守義務)

- (1) 本規程は、当社統一方針として全役職員が遵守することとします。
- (2) 本規程に記載のない事項については、当社が定める TNEXT 内の ToDo(対応例歴、募集プロセス)の記載(入力)に従うものとし、記載(入力)がない事項については、募集人個人の判断により対応することなく、必ず拠点長に相談の上、対応することとします。
- (3) 本規程に違反した役職員に対しては、当社の就業規則等に基づき処分を行います。

<変更・廃止手続>

本規程の変更及び廃止は、株式会社ピースワン 取締役会の決議により行います。

<附則>

本規程は、令和6年6月27日から適用します。

株式会社ピースワン
電話 06-6631-0303